主な指導事項について

居宅介護支援

運営規程

運営規程の記載に不備がありましたので、見直しをしてください。

・「サービス提供時間」「営業日」「利用者から受領する費用の額」の記述ついて、実態と異なる。

・重要事項説明書の記述と整合していない。

※重要事項説明書・利用契約書にも同様の不備が多くみられる。

運営規程

具体例

〇「虐待の防止のための措置に関する事項」について記載してください。

※令和6年4月1日から義務化

重要事項説明書

以下の記載について、**実態との相違**や、**記載誤り**がありました。また、**前回指摘事項が反映されていない**ケースもありました。

○「事業所の職員体制」、「利用料金」、「営業時間」等

勤務体制の確保等

○**ハラスメント防止**について、**方針等の明確化**及びその周知・啓発、相談に適切に対応するために必要な**体制の整備**などの措置を講じてください。

＊中小企業も令和4年4月1日から義務化

○**併設事業所（例：通所介護）**にも従事している職員の勤務体制及び勤務実績が**区分されておらず**、当該事業所における**勤務時間が不明確**でしたので、明確に区分してください。

特定事業所加算（Ⅱ）

○「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」に、必要な議事をすべて含めているか、確認できませんでした。

➡内容の有無に関わらず、各会議の議題に、必要な議事を含めてください。

○介護支援専門員に対する個別具体的な研修計画に、研修内容、研修期間及び実施時期等の記載のない例がありました。

➡適正に計画を作成し実施してください。

ターミナルケアマネジメント加算

○利用者の死亡日及び死亡日前14日以内に居宅を訪問して記録した当該利用者の心身の状況等を、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供してください。

○居宅ではなく病院で死亡した利用者を算定対象としている例がありました。

運営基準減算

【減算該当理由】

支援の提供開始に際し、あらかじめ利用者に対して、下記事項について文書を交付して説明を行っていない例がありました。（→重要事項説明書等を交付して説明を行い、同意を得てください。）

《平成30年度報酬改定》

○利用者は、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること。

○利用者は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること。

《令和3年度報酬改定》

○前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合

○前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合

具体的取扱方針①

<u>居宅サービス計画</u>について、

○計画に福祉用具貸与を位置付ける場合に、**福祉用具貸与が必要な理由を記載していませんでした。**

○計画に訪問看護等の医療サービスを位置付けた場合に、当該計画を**主治の医師等に交付していませんでした。**

○計画の更新にあたり、調査票にかかわらず要介護1（軽度者）の利用者の当該計画に福祉用具（特殊寝台）の貸与を位置付ける場合に、**医師の医学的な所見に基づきその必要性を判断していることが確認できませんでした。**

具体的取扱方針②

<u>個別サービス計画書</u>について

○**徴取していない**例がありました。

○**保管がない**例がありました。

<u>サービス担当者会議</u>について

○**サービス担当者の欠席又は欠席理由の記載がない**例、**照会日及び回答日が確認できない**例がありました。

○実施日は確認できましたが、**会議内容の記録が確認できない**例がありました。

具体的取扱方針③

アセスメントについて、

○作成年月日や標準項目の記載がありませんでした。

○居宅サービス計画の作成後に実施していました。

モニタリングについて、

○記録が確認できませんでした。

○長期目標に対する評価を記録していませんでした。